

岩手県医療局管理規程第1号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第17条の3 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用する育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とする。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師である職員 次に掲げる勤務の形態 ア～エ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第17条の6 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）<u>第61条第31項</u>に規定する深夜における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による深夜勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。</p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第17条の9 3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために育児介護休業法<u>第61条第20項</u>に規定する正規の勤務時間外における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による時間外勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。</p> <p>第17条の10 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が</p>	<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第17条の3 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用する育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とする。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師である職員 次に掲げる勤務の形態 ア～エ [略] <u>オ アからエまでに掲げるもののほか、日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうち勤務を希望する日以外の日を週休日とし、1週間当たりの勤務時間が19時間25分から24時間35分の範囲内となるように、かつ、医療局長が別に定めるところにより勤務すること。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第17条の6 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）<u>第61条第23項</u>に規定する深夜における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による深夜勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。</p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第17条の9 3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために育児介護休業法<u>第61条第16項</u>に規定する正規の勤務時間外における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による時間外勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。</p> <p>第17条の10 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が</p>

、当該子を養育するために育児介護休業法第61条第25項に規定する正規の勤務時間外における勤務の制限の承認を受けようとするときは、時間外勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。

(勤務時間)

第23条 [略]

2 育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、1週間について19時間25分、19時間30分、19時間35分、22時間45分、23時間15分、23時間45分又は24時間35分のいずれかとする。

3～5 [略]

、当該子を養育するために育児介護休業法第61条第19項に規定する正規の勤務時間外における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による時間外勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。

(勤務時間)

第23条 [略]

2 育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、1週間について19時間25分、19時間30分、19時間35分、22時間45分、23時間15分、23時間45分若しくは24時間35分又は第17条の3第1項第1号オに掲げる勤務の形態により勤務する時間のいずれかとする。

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。